

# 小矢部市農業研修生受入支援補助金

## <対策のポイント>

農業後継者の育成を図るため、農業で自立を目指す者を研修生として受け入れ、農業技術を指導する農業経営体を支援します。

## <事業の内容>

市内の認定農業者等で、研修生の受入れが適当と認められる農業者、農業生産法人が、農業で自立を目指す者を研修生として受け入れ農業技術を指導する場合に、当該農業経営体を支援します。

## <農業研修生の定義>

次に掲げるすべての要件を満たすもの

- (1) 研修開始時の年齢が 18 歳以上 60 歳未満の者
- (2) 研修後、市内で就農する予定の者

## <受入農業経営体（補助対象者）の定義>

次に掲げるいずれかの要件を満たすもの

- (1) 市内の認定農業者である者
- (2) 市内で認定農業者と同等の生産をしており、研修生の受入れが適当と認められる農業者
- (3) 市内の農業生産法人

※国・県等から目的を同じとした補助を受けていない方、市税等の滞納がない方に限ります。

## <研修期間等の要件>

研修期間…3 か月以上 12 か月以内

研修時間…一月当たり 100 時間以上



## <事業概要>

### 補助内容

研修生を受け入れ、農業技術を指導する農業経営体に対し、予算の範囲内において補助金を交付

### 交付要件

- ・過去に雇用契約を締結していないこと。
- ・新たに正社員として期間の定めのない雇用契約を締結し、採用されてから 12 か月未満であること。
- ・研修終了後 1 年以内に、市内の農業法人等に就職、市内で独立自営就農又は親元就農すること。
- ・研修生が過去に農業経営を行っていないこと。

### 補助額

10 万円/月（最長 12 カ月交付）

※ 1 経営体あたり 1 人まで

【お問い合わせ先】 農林課 TEL : 0766-67-1760（内線 424）

FAX : 0766-67-5009